

別紙ー 4（建築・設備工事）

[記入方法及び留意事項]

- 1 本運用表の適用は、公共建築工事の新営、増築、改修の一般的な工事とし、修繕や点検保守などについては対象としない。
- 2 本運用表の各評価対象項目に「レ点」を付すことができるのは、当該評価対象項目に関して、請負者が自主的に実地している場合とし、監督員等の指導や助言を過度に必要とした場合は、「レ点」を付さない。
- 3 監督員等の評価項目のうち「施工プロセス」チェックリストは、当初設計金額が3千万円未満の工事については、評価対象項目としない。